

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
大分市は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	令和2年4月以降は、上記の事務について個人番号を利用しないため、新たに個人番号の取得は行わず、令和2年3月末までに取得した特定個人情報を保管することとしている。

評価実施機関名
大分市長

公表日
令和7年9月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給関係事務
②事務の概要	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法により、基準日において恩給法による公務扶助料・特例扶助料、戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金・遺族給与等の受給権を有する遺族がいない場合に、先順位者の遺族1名に対して特別弔慰金を支給する制度で、請求の受理、県への請求書等の進達を行っている。令和2年3月末まで個人番号を利用して行っていた事務は、以下の事務である(令和2年4月以降は、個人番号を利用していない)。①請求の資格に関する確認 ②住民票情報の確認
③システムの名称	Excelファイル
2. 特定個人情報ファイル名	
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表68の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大分市 福祉保健部 福祉保健課 企画部 デジタル戦略局 情報政策課
②所属長の役職名	福祉保健課長 情報政策課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大分市 総務部 総務課 情報公開室 870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大分市役所 福祉保健部 福祉保健課 870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 電話 097-534-6111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク
への対策は十分か

[]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	漏えい・滅失・毀損を防ぐために、スタンドアローン端末でデータ管理をしており、さらに当該端末を鍵付きのキャビネットで保管していることを根拠とする。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉保健課長 渡邊 武明 情報政策課長 佐藤 善信	福祉保健課長 情報政策課長	事後	
令和2年12月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	—	令和2年4月以降からの個人番号の取扱いの変更点について追記	事後	
令和2年12月1日	I 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②	—	令和2年3月末までと、令和2年4月以降との個人番号の取扱いの変更点について追記	事後	
令和2年12月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年12月1日	事後	
令和2年12月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年12月1日	事後	
令和2年12月1日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	課題が残されている	十分である	事後	
令和6年9月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の48の項	番号利用法第9条第1項 別表68の項	事後	
令和7年9月2日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	大分市 福祉保健部 福祉保健課 企画部 情報政策課	大分市 福祉保健部 福祉保健課 企画部 デジタル戦略局 情報政策課	事後	
令和7年9月2日	IVリスク対策 9. 監査	[○]自己点検	[○]自己点検 [○]内部監査	事後	